

告示

埼玉県告示第千六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人財団健和会 みさと南訪問看護ステーション	事業所所在地	三郷市戸ヶ崎 三―七―八一階	三郷市鷹野五 一―五―六一―一二階	訪問看護 介護予防訪問看護
訪問看護リハビリステーションひまわり伊奈	事業所所在地 事業所名称	北足立郡伊奈町本町一―五九	北足立郡伊奈町小室八一―七	訪問看護 介護予防訪問看護
NPO ぼけつとステーション	事業所所在地	和光市丸山台 一―八―四〇 村コーポ一〇六	和光市丸山台 一―九―二二 志幸二―八 アノ一〇三 室	訪問介護 居宅介護支援
小規模多機能サービス 馬渡さん家	事業所所在地	三郷市鷹野四 一―二―六九	三郷市鷹野五 一―五―六一―一	小規模多機能居宅介護 介護予防小規模多機能居宅介護